

2025-9-11 介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会（第15回）

○村中介護業務効率化・生産性向上推進室長 定刻となりましたので、ただいまから第15回「社会保障審議会介護保険部会介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」を開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、大変遅いお忙しい中、御出席を賜りまして誠にありがとうございます。

事務局を務めます老健局介護業務効率化・生産性向上推進室長の村中です。よろしくお願いいたします。

本日は対面とオンラインを組み合わせての実施とさせていただきます。また、動画配信システムのライブ配信により、一般公開する形としてございます。

今回の委員会から新たに5名の委員が加わりましたので、御紹介をさせていただきます。時間の都合上、恐縮でございますが、私から五十音順でお名前などを読み上げさせていただきます。御紹介に代えさせていただきます。

一般社団法人日本介護支援専門員協会副会長、小林広美委員。

奥多摩町福祉保健課課長、須崎洋司委員。

豊島区福祉部介護保険課課長、時田哲委員。

公益社団法人全国老人福祉施設協議会副会長、山田淳子委員。

一般社団法人全国介護付きホーム協会代表理事、鷺見隆充委員。

本日の委員の出席状況ですが、陶山委員が御欠席です。

また、鷺見委員の代理として松尾参考人に御出席いただいておりますので、お認めいただければと思います。

また、橋本委員は途中退席される旨伺っております。

事務局につきましては、黒田老健局長が遅れての参加となります。

続きまして、委員長代理についてです。参考資料「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会の設置について」を御覧いただければと思いますが、2の（3）におきまして「専門委員会に委員長代理を置き、委員長が指名する」とございますので、野口委員長より御指名いただきたいと思います。

○野口委員長 どうもありがとうございました。皆様、こんにちは。

委員長代理として、杏林大学客員教授、清原慶子委員を委員長代理に指名させていただきます。よろしくお願いいたします。

○村中介護業務効率化・生産性向上推進室長 それでは、清原委員に当委員会の委員長代理をお願いいたします。

以降の進行につきまして、改めて野口委員長、お願いいたします。

○野口委員長 皆様、本当にお暑い中、お忙しい中御参集いただき、どうもありがとうございました。

初めに、本日の資料と運営方法について、事務局より確認をお願いします。

○村中介護業務効率化・生産性向上推進室長 最初に、資料の確認をさせていただきます。

資料について、会場にお越しの委員におかれては、机上のタブレットに格納してございます。

オンラインにて御出席の委員におかれましては、電子媒体でお送りしております資料を御覧いただければと思います。同様の資料をホームページにも掲載してございます。

資料の不足等がございましたら、恐縮ですが、ホームページからダウンロードいただくなどの御対応をお願いいたします。

次に、発言方法等についてです。

オンラインで御参加の委員の皆様には、画面の下にマイクのアイコンが出ていると思います。会議の進行中は、基本的に皆様のマイクをミュートにいただき、御発言される際にはZoomツールバーのリアクションから「手を挙げる」をクリックいただき、野口委員長の御指名を受けてから、マイクのミュートを解除して御発言ください。

御発言が終わりました後は、Zoomツールバーのリアクションから「手を降ろす」をクリックいただき、併せて再度マイクをミュートにいただきますようお願いいたします。

会場にお越しにいただいている委員におかれましては、その場で挙手をしていただき、野口委員長からの御指名を受けてから御発言をお願いいたします。

報道関係の皆様にご連絡します。冒頭のカメラ撮影はここまでとさせていただきますので、御退出をお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○野口委員長 どうもありがとうございました。

それでは、早速ですが、議事に入らせていただきます。

本委員会は、大分昔のことになりますが、令和元年8月7日に設置されました。令和4年11月7日に取りまとめを行っております。取りまとめの中で随時または定期的にフォローアップを行うこととされており、本日はそれを受けて、事務局から状況の報告を受けて議論を行うものです。

本日の議題は「介護分野の文書に係る負担軽減の取組の進捗等について」です。

それでは、事務局様より資料の説明をよろしくをお願いいたします。

○濱本高齢者支援課長 高齢者支援課長でございます。

それでは、資料に基づきまして、介護分野の文書に係る負担軽減の取組の進捗等について御説明を申し上げます。

2ページですけれども、本専門委員会の概要でございます。

当委員会は、介護分野の文書、具体的には指定申請、報酬請求、指導監査などの関連文書に係る負担軽減の実現に向け、国、指定権者・保険者及び介護サービス事業者が共同して必要な検討を行うために設置されまして、右側の開催履歴にありますとおり、令和4年11月には後ほど御説明します取りまとめ・公表をいただいたところでございます。

なお、左側、委員名簿と開催履歴につきましては、本日時点で更新を行っているものでございます。

続いて3ページ、今述べました令和4年11月にいただきました取りまとめの概要を載せております。

大きく5つの柱でお示しいただいたところございまして、具体的には①指定申請・報酬請求等の標準様式を国が定め、浸透させていくこと。②簡素化や利便性向上に係る要望を受け付ける専用窓口の設置、また、御要望いただいた内容について自治体等への助言を行っていくこと。③電子申請・届出システムの普及を進め、令和7年度までに全ての地方公共団体で利用開始に向けて取り組んでいくこと。④地域による独自ルールについて、2番目の柱、専用窓口などを活用して整理、公表を行っていくこと。⑤その他デジタル化ですとか負担軽減を進めていくこと。こちらが取りまとめの概要です。

また、左下、今後の進め方にございますとおり、フォローアップ等が必要でございまして、本専門委員会を随時または定期的に開催することが有益とされておりました、委員長からもございましたとおり、今回、このフォローアップのため、委員会を開催するものです。

4ページに参りまして、これまでの文書負担軽減に関する主な取組、また、方向性を載せております。

令和4年11月の取りまとめを踏まえまして、真ん中のほう、①ICT等の活用、ケアプランデータ連携システムですとか電子申請・届出システム等の整備といった取組を進めてまいりました。また、②にありますとおり、国において229種類の文書の標準化を進めるとともに、③独自ルールへの個別対応、専用窓口へお寄せいただいた御要望などへの対応も含めて文書負担の軽減を進めてきたところです。

ただ、現段階で、これで終わりというわけではございませんので、右側にありますとおり、今後も標準様式の使用の徹底、システム化、また、引き続き個別のローカルルールなどについて対応を進めていくことが必要であると考えております。

5ページ、当専門委員会での御議論も踏まえ、令和3年度介護報酬改定等においては、負担軽減策ということで文書の簡素化、標準化、ICT等の活用についてそれぞれ取組を進めてまいりましたので、一定程度成果は上がっているかと存じます。

他方で、令和4年11月の取りまとめの後も、例えば真ん中のほう、令和6年度報酬改定等において加算の新設があったり、あるいは補正予算事業で新設があったりということで、文書が増えてしまったというものもございます。

もちろん、その中でも負担軽減に向けた取組として、例えば処遇改善加算については3つありました加算を一本化したことで文書も削減されていること、また令和7年度には、処遇改善加算の申請に当たり記入事項の削減を行ったことなど、様々取り組んできておりますが、今後も引き続き様式の本一化を図るなど取組を進めることが必要と考えております。

特に右下のほう、介護情報基盤とケアプランデータ連携システムの統合につきましては、活用いただいている事業所から約35%の文書削減効果があったという声もいただいているところでして、こちらは個別事例ですが、こうした取組をさらに加速させていくことが必要であると考えております。

6ページ以降は、先ほどご紹介しました令和4年11月の取りまとめで示された5つの柱について、それぞれ現在の進捗状況を御報告するものでございます。

まず、6・7ページは、1つ目の項目、国が定める標準様式についてです。

7ページ上のほう、取りまとめでは、国が示している標準様式の使用が地方公共団体などの程度浸透しているのか確認・調査を行うこと、あるいは標準様式の使用を基本原則化するための取組として法令上明記することなどといった方向性を示していただいているところでございます。

下半分、これを踏まえた取組としまして、自治体における使用状況等について調査を行い、本年3月にホームページに結果を掲載しておりますほか、標準様式の使用を基本原則化する取組としましては、令和5年3月時点で介護保険法施行規則などにおいて所要の改正を行ったところです。

8ページ以降は、2つ目の柱、簡素化や利便性向上に関する要望受付専用の窓口についてです。

9ページ、取りまとめでは、専用窓口で受け付けた要望について、内容等を整理し、本専門委員会の報告、公表を行うといったことを示していただいております。

これを踏まえた取組の進捗として、令和5年に開催しました第14回の本専門委員会において、その時点までに提出があった要望の内容、件数などについて公表を行ったほか、直近では本年3月までの受付状況について当省ホームページに公表しております。

具体的にデータを御覧いただくと、10ページ、令和4年度窓口設置からの年度別の要望件数を掲載してございます。要望件数は累計で右下の682件ですが、年度別に見ますと、窓口を設置した令和4年度に大部分の要望が集中しており、令和5年度以降は要望件数が減少しております。

この要因ですが、もちろん負担軽減に向けた取組を一定程度進めてきているという観点もある一方で、当窓口に関しては直近、なかなか私どもからの積極的な周知が不足していた点もあると認識しております。今回の委員会の開催を契機としまして、この窓口に関する情報を改めて厚生労働省ホームページ等で周知するほか、機会を捉えて関係者の皆様にも周知をまた図って、より実効性のある取組を図ってまいりたいと考えております。

11・12ページは、直近、今年度に入ってからの変更件数です。申し上げたとおり、件数は少ない状況ですが、システムや様式、添付書類の関連、あるいは提出の方法に関する御要望が寄せられている状況でございまして、寄せられた要望については半年程度ごとに公表してまいりたいと考えております。

13ページ、14ページにつきましては、地域における独自ルールの解消にこの専用窓口

寄せられた御要望が至ったという実例を載せております。

13ページ、例えば御要望を踏まえて国における標準様式への統一を行ったこと。あるいは、例えば雇用契約を確認できる書類などについては、逐次提出を求めるのではなくて、当然でございますが、変更がない場合には更新などの場合には不要とするといった取扱いを明確化することで独自ルールが解消した事例というのがございましたので、掲載しております。

続きまして、15・16ページは取りまとめでいう3つ目の柱、電子申請・届出システムについてです。

16ページ上半分、取りまとめでは、令和7年度までに全ての地方公共団体で電子申請・届出システムの利用開始を図るために、所要の法令上の措置や手引き、操作手順書の作成など、円滑な運用開始に向けた支援を行うことなどをお示しいただきました。

下半分、これを踏まえた取組として、これまでシステムに関連する手引きの骨子を作成し、順次改定を行っております。また、介護保険法施行規則における規定の整備、自治体におけるシステムの普及に向けた伴走支援を実施しております。このほか、一番下ですけれども、介護保険法ではなく老人福祉法に基づく申請等につきましても、今後システムの利用が可能となるよう、システムを改修するよう作業を進めています。

18ページ、昨年11月時点での自治体における電子申請・届出システムの利用開始時期に関する意向調査結果を載せております。その時点では、令和6年度中に76%の自治体で電子申請・届出システムの利用開始の準備が整っているという状況でございました。

令和7年度中に全自治体でという点がありますので、この表で第6期・第7期、すなわち今年度に措置を完了するところを御覧いただきますと、都道府県、指定都市、特別区など比較的大きな自治体では概ね準備が整うという見込みが立っている状況ですが、一方で右下、町村部を御覧いただくと、約3割が利用開始は本年度になると昨年11月時点で回答いただいておりますが、また、今年度下半期に開始予定になるという回答も2割弱あることから、この辺りにつきまして伴走支援やフォローアップを重点的に行っていくことが必要であると考えております。

19ページは、都道府県ごとの状況です。

20ページ、先ほど申し上げました老人福祉法に基づく申請等に対応するためのシステム改修に係る令和8年度の概算要求に関する資料です。

21・22ページは、取りまとめにおける4つ目の柱、地域による独自ルールについてです。先ほど専用窓口の点でご説明した内容もありますが、22ページ上半分、取りまとめでは、自治体における独自ルールの有無、内容を整理し、公表を行っていくべきであるということをお示しいただいております。

これを受けた取組としまして、先ほども言及しましたとおり、独自ルールの実態について調査を行って、令和7年3月に厚労省ホームページに掲載しておりますが、先ほど御報告したとおり、窓口の周知ですとか寄せられた要望への個別の的確な対応を引き続き進め

ていくことが重要と考えております。

23ページからは取りまとめの5つ目の柱、その他の課題についてです。

24ページは現在取組を進めております介護情報基盤について、また、25ページはケアプランデータ連携システムについてシステムの概要を掲載しています。

また、26・27ページでは、本年6月の介護保険部会でも御報告しました介護情報基盤とケアプランデータ連携システムの統合についての説明資料を掲載しております。この2つを統合することにより、事業所におかれてケアプラン情報の一元的な管理が可能となること、ランニングコストの削減、軽減が見込まれること、また、普及促進策を一体的に行うことで相互利用が促進されるといったメリットが考えられます。

27ページが統合のイメージです。

最後に、28ページは介護現場における事故情報の活用に関する資料です。こちらは本専門委員会で御議論いただいております指定申請等に関する文書の提出は若干文脈が異なるものでございますけれども、現在、当局におきまして、介護現場における事故情報について国における一元的な収集等を行うべく、データベースの整備の作業を進めております。事業者の方々、あるいは場合によって自治体の皆様から情報とかの提出を受けるという意味では共通する観点がありますため、併せて御参考までに御報告させていただき次第でございます。

資料の説明は以上でございます。御意見など、よろしくお願ひ申し上げます。

○野口委員長 どうもありがとうございました。

それでは、委員の皆様から御発言がございましたらお願いいたします。

まず、会場の方は3名いらっしゃいますが、挙手を。オンラインの方はZoomの「手を挙げる」機能を使用していただき、委員長の指名により発言を開始してください。

それでは、皆様の御意見を頂戴したいと思います。

まず、会場にいらっしゃる3名の委員の先生方、いかがでしょうか。

○野口委員長 それでは、松尾参考人、よろしくお願ひいたします。

○松尾参考人 ありがとうございます。全国介護付きホーム協会の松尾でございます。

御説明どうもありがとうございました。

各テーマに関する意見と、質問を2点発言させていただきたいと思います。

まず、事務局の皆様におかれましては、2022年11月の取りまとめを踏まえた取組の進捗につきまして丁寧に整理をしていただき、誠にありがとうございます。

電子申請・届出システムを活用した事業者からは、書類の作成や持参、郵送などの時間が大きく効率化できたといった声が上がっております。当委員会の議論を起点とした簡素化、標準化、ICT活用の規制改革は着実に進んでいると感じております。厚生労働省並びに全国の自治体の皆様の御尽力に対して、心より御礼を申し上げます。

一方で、5ページに記載がありますとおり、制度改正によって文書負担が増加しているという実態もございますので、引き続きの規制改革の取組をよろしくお願ひしたいと思ひ

ます。

次に、各テーマにつきましてコメントを申し上げたいと思います。

まずは標準様式についてですが、今回は標準様式を示すだけでなく、法令上の措置を行って全国統一を図っていただいたということに大きな意義があったと思います。ただし、調査結果を見ますと、添付書類に一部ローカルルールが残っていることが分かります。国が標準様式を整備し、自治体の皆様に分かりやすく周知をいただくということで、ローカルルールの完全な解消に向けた継続的な取組をお願いしたいと思います。

次に専用窓口についてです。設置から2年度目以降の件数が極めて少ないということを確認いたしました。まだ取組の過渡期でございますので、導入が進んでいる電子申請・届出システムの使いやすさなどに関しまして、これからも事業者の要望が出てくると思います。当協会としましても、改めて会員事業者に窓口の存在を周知し、取組の促進を図りたいと考えています。

ここで1点目の質問でございますけれども、要望を提出した事業者に対する対応結果のフィードバックについては十分に実施されているのか質問させていただきたいと思います。できる限り丁寧に要望への回答を実施していただくをお願いしたいと思っております。

次に電子申請・届出システムについてでございます。今回、100%の自治体が利用することになったことは、法令上の措置を実施していただいた成果であり、これによって複数の自治体で事業を展開する事業者のワンストップ化が実現できるということになります。

システムの使いやすさについてでございますけれども、例えば事業所番号をキーにした自動入力機能が備わっているという一方で、前回入力した情報が呼び出せずによりから入力しなければならないというケースがあります。また、介護保険と総合事業の申請が一度にできないということに関する改善要望の声を聞いています。事業者や自治体の利便性が高まるよう、継続的なシステムの機能改修を実施してほしいと思います。

最後にその他課題についてです。比較的若い世代の職員からは書類の手書きはもうあり得ないといった声も聞かれますし、AIの画像認識による事故報告書の自動化といった取組も始まっています。今後ますます増加する外国人の職員にとって働きやすい環境を整備する観点でも、電子化のますますの推進が必要だと思えます。

最後の28ページに記載がございますけれども、事故報告書につきましても様式と電子的届出の法令上の措置を行い、データベースの整備と同時に文書負担の軽減を図ってほしいと思います。また、先ほど御説明がありましたけれども、老人福祉法の電子的届出が実現すれば、介護保険法の届出との重複手続を効率化することができます。

最後に2点目の質問でございますけれども、この事故報告と老福法の届出の電子化に関しまして、現在の検討状況や実現に向けた時期、いつからの開始を目指すのかといった見通しに関して質問させていただきたいと思えます。

以上でございます。

○野口委員長 どうもありがとうございました。

2点御質問が出たと思います。要望提出に対するフィードバックと事故報告に対する現在の検討状況ということです。

事務局様、いかがでしょうか。

○濱本高齢者支援課長 事務局です。

御意見と御質問をありがとうございます。

まず1点目の質問ですけれども、御要望を受付窓口で受け付けた際に、フィードバックを御希望されるというのは大変ごもつともな感覚だと思いますけれども、これまで特に令和4年度などは項目が多かった状況もございましたので、ある程度類型化するなどして、様式の統一ですとか、あるいは添付書類の削減が実現したもの、また、そういった類似の項目についての考え方みたいなものを、我々としまして、例えば本年3月にも改定しておりますけれども、「指定申請等に係る自治体提出文書の簡素化・標準化ガイドライン」という形で、例えばこういった場合には添付書類は求めないようにしてくださいね、国としては少なくともこういうふうに考えておりますということで、ある程度まとめて御回答の趣旨も含めてお示ししてきたのがこれまでであるかと思えます。

ただ一方で、足元ですとそんなに要望も多く寄せられていない。周知が必要という課題もございますけれども、そういった状況ですと、例えば個別にお寄せいただいた項目について、自治体さんに確認したらこういう趣旨で書類が必要だとおっしゃっていましたが、ガイドラインなどを参照すると求めなくてもいいような対応をすると回答されましたよみたいなものを利用者さんにお伝えするというのも場合によっては有効な場合もあるかと思えますので、そういった場合を含めて個別に適切に対応してまいりたいと思えますので、よろしくお願い申し上げます。

あと、事故情報の報告などのスケジュール的なものがございましたけれども、まだ28ページに掲載がございますとおりで、こちらは事故情報の活用でございますけれども、現在データベースにどのような項目を盛り込むか、あるいは必要な情報は当然得られたほうが、情報は多いほうがいいというのはもちろんですけれども、一方で事業者様の負担ですとか、統一的に並びを取って情報をいただけるようにという観点もございますので、その点、今、いろいろな関係者の皆様の御意見も踏まえながら検討している状況でございますので、そういった状況が取りまとめ次第、データベースをスタートできるよう作業を進めてまいりたいと思えます。

あともう一つは、老福法のほうにつきましては、現在別途で行っているものを統合するという観点と、また、有料老人ホーム等に関する制度の見直しも検討を進めておるところでございますので、その状況も含めながら対応を進めてまいりたいと思えます。

現時点で以上でございます。

○野口委員長 松尾参考人、いかがでしょうか。

○松尾参考人 ありがとうございます。



業界団体としましても、会員事業者に窓口の周知を図っていきたいと思いますし、事故報告は事業者の件数が相当多いと思いますので、ぜひともお取組を引き続きよろしく願います。ありがとうございました。

○野口委員長 どうもありがとうございました。

それでは、何か御意見があればということですが、会場はいかがですか。

では、時田委員、よろしく願います。

○時田委員 豊島区介護保険課長の時田でございます。

特段質問等はございませんが、本区の現状についてお話しさせていただきます。

先ほどの電子申請でございますけれども、豊島区でも全庁的に介護現場も含めて電子申請を進めているところでございますが、やはり一部の事業者について対応ができないと言われたところも出てきているような状況でございます。

また、それを含めて、現在ケアプランデータについても進めているところでございますので、今年度の下半期になりますけれども、来年度にかけて、こちらについては介護人材確保の取組と併せて進めているところでございます。

また、専用窓口についても、先日事業所とも意見交換をする場があったのですが、やはりこの専用窓口自体をよく知らないということがございましたので、こちらも区としても周知に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○野口委員長 どうもありがとうございました。

では、清原委員、よろしく願います。

○清原委員 ありがとうございます。杏林大学客員教授、前東京都三鷹市長の清原慶子です。

このたび、副委員長に御指名いただきまして、大変光栄に存じます。野口委員長をお支えして円滑な会議の運営に貢献したいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

議題1、「介護分野の文書に係る負担軽減の取組の進捗等」について、本日の資料の項目に沿って4点コメントをさせていただきます。

1点目は、4ページ以降の「主たる取組概要」及び6ページ以降の「指定申請・報酬請求・実地指導関連文書の国が定める標準様式」について申し上げます。

この間、2022年11月の『介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会取りまとめ』を踏まえて、国では、4ページに紹介されていますように、ICT等の活用による申請等のシステム化を図り、229種類の文書の標準化を進められました。

また、6ページ以降に示されていますように、標準様式については、『電子申請・届出システムに関連する手引き』の作成と適時の改定、また、老人保健健康増進等事業において『指定申請等に係る自治体提出文書の簡素化・標準化ガイドライン』の作成、そして、改定、また、国が示している標準様式の使用を基本原則化するための取組としての『介護保険法施行規則と告示』を含む取組みが進められてきました。

これらの丁寧な条件整備にまず敬意を表したいと思います。

また、こうした条件整備に沿って、自治体及び事業者の皆様が現場で対応をされていられています。その御努力にも敬意を表し、感謝をしたいと思います。

このことを今日確認できたことは、私たちの役目の一つであるモニタリングの中で重要なことだと思っています。

そこで、2番目に8ページ以降の「簡素化や利便性向上に係る要望を提出できる専用の窓口」について申し上げます。

設置当初の令和4年度(2022年度)の要望件数に比して、その後、減少傾向にあります。このことはもちろん簡素化や利便性向上、とりわけローカルルールへの対応について一定の改善が見られることの一つの証左と思われまます。

けれども、先ほど濱本課長もおっしゃいましたように、この窓口の周知については引き続きの御努力をお願いしたいと思います。特に自治体においても、事業者においても必ず人事異動があります。その引き継ぎの中でこの専用窓口についても着実な情報共有がなされて、有効に活用されることが必要だと思います。なぜなら、今後も現場の実態に即した改善が必要だからです。したがって、国及び自治体、事業者の皆様におかれましては、この窓口の存在意義と活用、そして、先ほど松尾参考人も御指摘されましたが、適切なフィードバックによってこれらの窓口が有効に活用しているということを共有していきたいと思っています。

3点目に、15ページ以降の「電子申請・届出システム」について申し上げます。これについても、国は手引きの作成、改定、また、介護保険法施行規則の一部を改正する省令の現場での実現に向けて、とりわけ伴走支援や自治体の意見を踏まえた必要な改修を進めていることを評価したいと思います。

そして、もちろん現場で具現化していただいている自治体、事業者の皆様御努力も大いに感謝したいと思います。とりわけ小規模自治体において進行が困難だということが指摘されましたので、引き続きの伴走支援の強化をお願いしたいと思います。

ここで、16ページの最後の○の意義について申し上げます。「老人福祉法に基づく申請等について、『電子申請・届出システム』での申請が可能とできるようシステム改修予定」とあります。これは書けば1行になるのですけれども、私はこの1行は大変有意義だと思います。すなわち、介護保険における文書負担軽減のための電子申請・届出システムを先行事例として、老人福祉法に基づく申請等についても電子申請・届出システムでの申請が可能とできるようシステム改修が予定されていることの意義です。

私は昨年度、厚生労働省老人保健事業推進費等補助金を受けて実施された「老人福祉法に基づく申請等のオンライン化に向けた調査研究」に参画いたしました。この調査研究は、介護サービス事業所が行う介護保険上の申請届出は厚生労働大臣が定める様式を使用し、原則として電子申請・届出システムにより行うことが介護保険法施行規則により定められている一方で、同時になされることの多い老人福祉法上の申請届出は都道府県によって様

式にばらつきがあること、また、紙媒体による提出が必要となっていることなどにより、介護サービス事業所にとって事務負担のボトルネックとなっているという認識を契機としているものです。

そのため、本事業では、厚生労働省老健局高齢者支援課介護業務効率化・生産性向上推進室長補佐にオブザーバーとして参加していただき検討を進めました。老人福祉法上の申請届出の早期のオンライン化に向けて、各都道府県が使用する様式の実態や介護保険法上の申請届出と重複する項目の把握等を行いました。そして、様式の標準化に向けた検討、申請届出のオンライン化に向けた課題の整理を行いました。

こうした調査研究に関わらせていただいた経験から、この16ページの最後の1行の記載は極めて重要な意義を持っていると受け止めていますので、ぜひその進捗をお願いしたいと思います。

最後に4点目、23ページ以降の「その他」の中の24ページの「介護情報基盤」の意義について、総務省で設置されておりました「持続可能な地方行財政のあり方に関する研究会」の動向について情報提供しつつ、申し上げたいと思います。

この項目について、2025年6月に報告書が公表されました総務省の「持続可能な地方行財政のあり方に関する研究会」においても注目されています。この研究会は、「急速な人口減少・少子高齢化により人材不足が深刻化する中での行政サービスの提供を持続可能なものとするため、国と地方が連携して市町村における各事務の処理に関する課題に応じた対応方策を検討して、これまでとは異なる新たな視点で運用や制度の見直しの議論を進めること」を目的としています。また、各都道府県において見直しの議論を行うとともに、必要なものについては国、都道府県、市町村の役割分担の変更等の制度見直しを行い、市町村が本来注力すべき事項に関する事務に注力して自主性、自律性を発揮できるようにするものです。その上で、各地域が個性豊かで活力に満ちた分権型社会を実現することを目指しています。

その中の大きな問題意識は、全国で進んでいる「人材不足」でした。その中で、事務処理に関する課題への対応が求められているとの問題意識でした。対応方策は「事務を減らす、まとめる、担い手を広げる、生産性を高める」こととされていて、研究会で課題分析のために取り上げた行政分野10分野の中に福祉分野として「介護保険」が取り上げられていました。すなわち、私たちが検討してきたこの分野がよい事例として、あるいは未来を開く事例として紹介され、分析されたということです。

そして、介護保険分野については、介護認定について、「人口5万人規模の市では認定審査、保険料賦課、事業者指導など、各業務をそれぞれ常勤職員1人で対応している」状況が見られること、また、「人口1,500人規模の小規模町村では介護保険関連業務の全てを常勤職員1人のみで担当している」状況が紹介され、広域化することでのスケールメリットに加えて、介護情報基盤の整備が厚生労働省において実施されていることが紹介されました。

私は、とりわけ今日紹介されている「全国医療情報プラットフォーム」を構成するものが、情報を集約し、介護サービス利用者、地方公共団体、事業者、医療機関による閲覧を可能とするということで注目したいと思います。令和8年4月の運用開始を目指して調整が行われているとされています。この介護情報基盤上で主治医意見書を確認できるとともに、事業者からの認定の進捗状況の問合せ電話や認定情報の開示請求といった対応が不要となるなど、業務の効率化が図られると評価されています。

したがって、この「介護情報基盤とケアプランデータ連携機能の統合」については、有用性は確認されつつあると思います。しかしながら、個人情報保護の視点であるとか情報セキュリティの視点からの制度的整備は不可欠です。現場での利用が適切な利用となりますように、特に医師会の皆様との連携や検討が不可欠と考えています。

長くなって申し訳ございません。私は介護保険のサービスを必要とする方のためには、自治体、事業者、国とがこれまでの連携・協働をさらに推進していく必要があると思っております。今日進捗状況を共有させていただきましたので、この後も、今日御報告のあった次なるステージの動向も踏まえて、この委員会の委員として積極的に参加していきたいと決意したところです。

長時間お時間をいただき、ありがとうございました。以上です。

○野口委員長 どうもありがとうございました。大変貴重なコメントを多々いただき、どうもありがとうございました。

事務局様のほうから何かコメントは。

○濱本高齢者支援課長 1点補足させていただきますと、先ほどの松尾参考人のコメントにも絡みますけれども、今、清原委員長代理からもコメントいただきました老人福祉法に基づく申請届出のシステム化につきましては、先ほど言及漏れしましたが、資料20ページに掲載しております。こちらの中で令和8年度にオンライン化の対象事務の拡大を行うための改修を行うことができるよう、作業を進めてまいりたいと考えております。よろしくお願いたします。

○野口委員長 どうもありがとうございました。

それでは、お待たせいたしました。オンラインのほうに参りたいと思います。

橋本委員が途中退席されるということですので、まず橋本委員からよろしくお願いたします。

○橋本委員 橋本でございます。先に当てていただきありがとうございます。

介護保険分野の中での文書負担軽減は、今日説明いただいたように効果を上げていていると思います。

私のほうから1点質問です。24ページの現在と基盤稼働後というところの図式です。真ん中に全国医療情報プラットフォームがあり、介護情報基盤ということで、説明を受けています。、医療機関との連携のところには主治医の意見書電送とか介護情報の参照といったことは書かれていますが、実際に例えば薬剤の情報や患者様の手術歴や入院歴といった情

報、医療の内容のこともここに含まれるのでしょうか。

その様な情報は主治医の意見書のところから引っ張ってくれば良いということもあるでしょうが、現在、多くの医療機関がケアミックスで介護保険分野のセンターや施設を持っておられます。その場合、本来ですと電子カルテと介護保険の情報がつながればいいのですが、今はつながっていない状況が多い。医療機関側としては、その方の介護情報や在宅での情報を、こういうプラットフォームに見にいければ非常に便利で有用ではないかと思えます。その様な情報がここに入っているのかどうか。その後の25ページから28ページの目指したい方向性のところで、医療との連携が希薄な感じがします。文書負担とは直接関係ないかもしれませんが医療介護が繋がっていないと、書類を手書きで書かなければならない。その辺で手間がかかってしまう。負担軽減につながらないのではないかなと思えますので、この24ページの図でどれぐらいのボリュームなのかということを確認させていただきたいと思えます。

○野口委員長 どうもありがとうございました。

医療情報との連携というところで、事務局様のほうから。

堀さん、よろしくお願いします。

○堀老人保健課長 老人保健課長でございます。

御質問どうもありがとうございます。

御質問いただきました医療側との情報の共有というのがどういうふうに進められる予定なのかということでございますけれども、24ページの資料を御覧いただきまして、まず来年4月から稼働を予定しております介護情報基盤につきましては、左側の現行、介護保険の中で紙ベースでやり取りされている様々な情報について、まずは電子的なやり取りをできる基盤としてスタートするというところからございまして、その中に主治医意見書も一つのものとして含まれているといったことでございます。

その上で、先生に今御指摘いただきました医療側と介護側との間でやり取りされる情報が様々ございまして、例えば訪問看護の指示書でございますとか訪問看護の報告書、それから、診療情報の提供書等につきましては、今後さらに標準化に向けてのところを詰めていってさらに、ここでどういうふうに取り込んでいくかということを検討していくということでございまして、段階的に医療との間の接続についてやり取りできる情報については引き続き検討した上で広げていくことを考えているということでございます。

御説明は以上でございます。

○野口委員長 大変失礼しました。堀老人保健課長でした。どうもありがとうございます。

橋本委員、いかがですか。

○橋本委員 大丈夫です。分かりました。よろしくお願いします。

○野口委員長 どうもありがとうございます。

それでは、お待たせしました。山田委員、よろしくお願いします。

○山田委員 ありがとうございます。全国老人福祉施設協議会の山田と申します。よろし

くお願いいたします。

項目に従って幾つか発言をいたします。

指定申請・報酬請求・実地指導関連文書の国が定める標準様式についてでございますが、国、指定権者・保険者及び介護サービス事業者間でのやり取りがなされており、これまで一定の負担軽減は進んできていると考えております。

7ページでは、国が示している標準様式の利用状況や添付書類のローカルルールの実態等の調査が行われたことが示されています。こうした調査につきましては引き続き継続していただくことを要望いたします。

また、電子申請・届出システムについては、自治体向けの手引書が示されていますけれども、事業者からは電子申請に戸惑いの声も聞かれております。事業者向けにも分かりやすい電子申請・届出システムに関する手引書等を作成していただければと考えております。

それから、簡素化や利便性向上に係る要望を提出できる専用の窓口についてでございますが、先ほども御意見がありましたけれども、10ページの専用の窓口への要望が令和5年度以降急減していることにつきましては、自治体の取組もあるかと思っておりますけれども、周知不足の影響もあるのではないかと考えます。周知に当たりましては、各都道府県等の集団指導など、事業者にも届きやすい方法を活用していただきたいと考えております。

さらに、11ページでは独自のローカルルールに関する要望は0件とされていますが、本来電子申請・届出システムに該当する内容であっても、市町村によっては紙媒体の提出を求められる場合もあると聞いております。独自ルールの実施を把握できるよう、調査の仕組みを工夫していただきまして、改善につなげていただくことをお願いいたします。

以上でございます。

○野口委員長 どうもありがとうございました。

事務局様のほうから何かコメントはございますでしょうか。

○濱本高齢者支援課長 山田委員、ありがとうございます。

最後におっしゃっていただいた、基本は電子になっているけれども、例えば添付書類が紙で求められるとか、これまでは添付書類は要らないと言っていたけれども、何か事案があるとその後紙媒体で確認が必要なので求めますといった、もちろん自治体の側で事情もあって必要な場面もあると思いますが、そういったものが過剰な文書負担につながらないように、我々としても御要望いただきました調査や実態把握は引き続きやってまいりたいと思いますし、個別でこういう事例があって解消したとか、こういう自治体の方々にこういうふうに文書負担の点は御配慮いただきたいみたいなものは、引き続きガイドラインの改定などを通じて周知に取り組んでまいりたいと思います。ありがとうございます。

○野口委員長 山田委員、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○山田委員 はい。ありがとうございました。

○野口委員長 それでは、岩澤委員、よろしく申し上げます。

○岩澤委員 ありがとうございます。日本看護協会の岩澤でございます。

事務局におかれましては、前回委員会からの進捗状況を御説明いただきまして、ありがとうございました。

私からは意見を2つ述べさせていただきたいと思っております。

令和3年度の介護報酬改定等で文書の負担軽減が図られ、さらに指定申請等の関連文書が標準化されたことによりまして、地域における独自ルールが解消されつつあるということは、事業所、そして、自治体の業務負担の軽減につながっているものと評価し、感謝を申し上げたいと思います。

しかしながら、先ほど説明がございましたが、令和6年度介護報酬改定において加算や補助金等に係る申請、報告文書が増加しているという状況でございます。様々な負担軽減策が講じられているというところではございますけれども、引き続きシステム化の推進、様式の整理とさらなる負担軽減の取組が必要と考えております。

また、その他の課題にございます事故情報の活用につきましては、情報の収集と分析に基づいて、再発防止につながる有用な情報を現場にきちんとフィードバックすることが何よりも重要だと思っております。主な課題にあるとおり、書式についての課題はいまだ大きいものがございまして、現在検討いただいているところでございますけれども、再発防止に向けた分析につながるよう、報告内容の整理、そして、様式の統一化を着実に進めていただきたいと思います。

以上でございます。

○野口委員長 どうもありがとうございました。

それでは、山際委員、よろしく願いいたします。

○山際委員 ありがとうございます。民間介護事業推進委員会の山際でございます。よろしく願いいたします。

この委員会に関わらせていただいて、先ほど事務局の方からも御報告を頂戴し、確実に改善は進んできているだろうと確認したいと思っております。

ただ、そのことを前提に、3点意見と質問を申し上げたいと思います。

1点目なのですが、専用窓口の件です。先ほど来、ほかの委員の方も意見を出されていますとおりに、急速に問合せ件数が減っているということで、この辺りの実態について原因がどんどころにあるのか、何か分析とかをされているのかどうか確認をさせていただきたいと思っております。基本的にはまだまだ周知されていないとか知られていない実態があるのではないかとということと、やはり現場はかなり業務に追われまくっていますので、そういう問合せのやり取りすら十分できない現状があるだろうと思っておりますから、周知をさらに徹底する。これは事業者団体としてもやっていきたいと思っておりますが、そうした取組が必要だろうと思っております。ただ、あまりにも件数が急激に減っているのので、この辺りの原因分析はされているのかどうか教えていただければということが一点です。

それから、2つ目なのですが、従来からの文書については確実に削減されたり標準化されてきたりということであるのですけれども、いまだに提出文書そのものは非常に多いと

ということが実態で、現場のほうからは例えばこういう文書がありますということで57テーマにわたる文書が出されてきています。それぞれの57のテーマの中に複数の文書が含まれていますから、削減はされてきた、前進はされているのですが、いまだに文書そのものは多いということがあります。例えば新たに強化されてきているハラスメントの対策実施の状況の報告であるとか、あるいは外国人の技能実習生に関わる関連の文書であるとか、新たな加算に関わる文書等があつて非常に増えてきているということで、こうしたことをいま一度整理して対策をし直す必要があるのではないかと考えています。

最後なのですが、確実に前進はしてきているというものの、取組はもう一段ステージを上げていく必要があるのではないかと考えています。といいますのは、いずれにしろ、テーマごとに文書が整理されていて、その標準化と効率化ということで進められていますが、最終的には文書体系なりなんなりをもっと構造化する必要があると思っております。これは単に文書だけではなくて、介護の業務そのものにも当てはまると思うのですが、やはり介護の分野は非常に遅れていると思っておりますから、構造化をきちんと進めていって、もう一度対策のステージを上げていくということが必要ではないかと思っております。

具体的に言うと、例えばISOのような考え方をに入れて、きちんと課題を整理し、それにひもづく文書がどうあるのかということによって構造化することによって、重複する文書であるとかということが軽減される。あるいは文書の性格の軽重の整理ができるだろうと思っております。こうした取組が必要ではないかなと思っております。

今、介護情報基盤の整備ということで進められていますので、当然その基盤整備のためには前提となる構造化が一方で行われていると思っておりますが、業務そのものあるいは文書そのものの構造化ということについても着手する必要があるのではないかと考えています。

この辺りについて、こうしたステージを上げる取組について何か御検討されていることであるとか、既に取り組まれていることがあれば、ぜひお教えいただきたいなと思っております。

最後に、介護情報基盤の整備、推進をするに当たっては、事業者、それから、特に小規模自治体についてはやはり支援が必要だと思っておりますので、国だとか都道府県からの支援をぜひ強化いただければと考えております。

以上でございます。

○野口委員長 どうもありがとうございました。

何点か御質問とコメントを求められているところがあつたと思いますが、いかがでしょうか。

○濱本高齢者支援課長

御意見、御質問ありがとうございます。

まず1点目、急減の分析についてでございますけれども、今回本委員会を改めて開催する際に、これまでの件数や対応状況を整理して資料で御説明したところでございます。その要因につきましては、負担軽減の取組が一定程度進んでいるという観点もある一方で、



特にここ1年は当窓口に関して私どもからの積極的な周知あるいは定期的なお知らせなどが若干不足していた点もあると認識しております。今回のこの委員会の開催も契機としまして、改めてホームページとかで、事業者の方々に何か困ったことがあった際に、この窓口があることを認識してもらえそうな分かりやすい周知に努めてまいりたいと思っております。

あと、提出文書はまだまだ多いという御指摘はしっかり受け止めたいと思います。資料5ページの説明でも申し上げましたが、令和4年11月の取りまとめを契機にかなり進めてきたつもりではございましたが、例えば直近でも6年改定で制度ができると文書が少し追加されるといった点も実態上はあったと思います。そうした点、今後も当然制度改正というのは節目節目で行われることですので、その際に文書負担が増えないよう、あるいはこれを契機に統合・削減されるようにという点をしっかり念頭に置いて、我々制度をつくり運用する側で取り組んでまいりたいと思っておりますので、先ほど57テーマというお声もありました。また機会を見てお話を伺わせていただければと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

あと、最後のステージを上げるという点につきましては、まさに24ページ以降で御説明しました介護情報基盤とケアプランデータ連携システムで、やはりシステムに一体的に落とし込むときに文書の構造が必要なもの、必要でないもの、場合によっては添付書類であり得るものという点整理されると思いますので、こちらの全体的な動きの中で文書負担の軽減というのが結果としてきちんと整備されるようにしっかり取り組んでまいりたいと思いますので、引き続き御意見などを随時お寄せいただければと思います。ありがとうございます。

○野口委員長 山際委員、いかがでしょうか。

○山際委員 ありがとうございます。

事業者団体としても周知について図っていきたいと思いますし、今御回答いただいた中身で協力しながら進めていければと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

○野口委員長 どうもありがとうございました。

それでは、小林委員、よろしくお願いいたします。

○小林委員 ありがとうございます。日本介護支援専門員協会的小林でございます。

先ほどから意見が出ています専用窓口の設置については、私のほうでも大変気になっていた点でございます。今もお話も御説明もありましたけれども、行政のほうでも人がどんどん変わるような状況の中で、どうしても窓口があることを伝達されない状況もあると思いますので、ぜひ定期的にこの周知というものを進めていただきますと、また、今、こういったデータ連携の文書が多いというようなお話もありましたけれども、改善していく課題というのが見えてくるかとも思いますので、ぜひ窓口の周知を進めていただきたいと思っております。

それから、私のほうからもう一つ質問させていただきたいのですけれども、介護基盤に

ついてです。介護支援専門員といたしましても、介護基盤が整うことによって文書による負担軽減が進むということについては大変期待しておるところなのですが、今進めておりますケアプランデータ連携のシステムというのがまだまだ進んでいない状況にあるかと思えます。それに対しましては、今回、制度の改正のところでもシステムの導入に関わる費用の負担をしていただくなどということを取組を始めているところですが、現場としてはそれがなかなか進んでいるような状況が見えてこないというのがありまして、実際に居宅介護支援事業所でも、何件かはデータ連携システムを使うけれども、何件かはそうではないという形で、使っているところは軽減なのだけでも、また紙媒体で実際にやり取りしていることが負担ということも見えていたりします。

この辺り、導入に関わる負担の軽減ということに取り組んだことによって、大体半年ぐらいたつかと思えますけれども、その効果がどのくらい出ているかということが分かりましたら教えていただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

○野口委員長 どうもありがとうございました。

いかがでしょうか。

○濱本高齢者支援課長 御質問ありがとうございます。

ケアプランデータ連携システムにつきましては、やはり利用料の負担というのがかなり制約の一つの大きな要因になっているというのは伺っておりまして、本年6月から1年間現在システム機能を無料で利用いただける、いわゆるフリーパスを実施しておりまして、これによりまして、令和7年5月末時点で利用率が大体7%ちょっとだったものが、現時点、8月末時点で9.8%、10%ぐらいまで伸びておりますので、事業所数で申し上げますと、5月末からの増加数が大体7,000事業所さん強となっておりますので、こういった点も含めてしっかり利用いただけるように取組を進めてまいりたいと思えます。ありがとうございます。

○野口委員長 小林委員、いかがでしょうか。

○小林委員 ありがとうございます。

今後、介護基盤を8年までに構築していくという状況の中では、こういった新たに何か導入するということの負担について、皆さんどうしても足踏みしてしまうところがあるかとも思えますので、今回のデータ連携システムがまた進み、その次にできるだけ早い段階でどこの事業所も介護基盤ということに取り組んでいけるようにまた進めていっていただきたいと思えます。ありがとうございます。

○野口委員長 どうもありがとうございました。

それでは、木下委員、よろしく願いいたします。

○木下委員 全国老人保健施設協会委員の木下です。

これまでの取りまとめ、どうもありがとうございます。専門委員会も久しぶりでしたので、新たにこうした形でまとめ直していただくことで、また気持ちを新たに本日からの委員会に参加できると考えております。

これまでの議論と今回改めてまとめられた内容を踏まえまして、幾つか意見を申し上げたいと思います。

まず、地域による独自ルールの解消事例等について今回もまとめて挙げてはいただいておりますが、現場の実態として様々なところで利便性が高まっていることを感じているのは、ほかの委員の皆様のご意見どおりでございます。

ただ一方で、様式については共通化が進んではいるものの、様式の中身、項目ごとの書きぶりについて独自ルールが存在しており、これが非常に大きな課題になっています。1つずつの様式にそれがありますので量は膨大になりますし、一部の自治体ではこれで通るのに、同じ時期によその自治体で申請を出すとそれが通らないといったことが発生しております。非常に不合理さを感じています。

先ほど来、文書様式の統一化、標準化や負担軽減についてはモニタリングを継続していくことが重要、とのお話が出ておりますが、そのモニタリングにおいては、様式が単に標準化されているかということにとどまらず、記載要領についてどういったことがローカルルール化しているかという点についても対象にしていかないと、小さなローカルルールはいつまでたっても消えないなという実感を持っております。

老人福祉法関連の申請書にの統一化についてはまさにその必要性を思っていたところですので、今回資料に加えられたことは非常に心強く思っています。押印レスについては、介護保険の指定申請様式では先行しておりますが、いまだに老人福祉法の様式には押印が必要なものがあります。届出システムは電子化されていても、押印があるがために、先に押印していないものを電子提出し、別途押印したものは紙で郵送する、という実態があります。押印レスは介護保険の指定申請様式における負担軽減や効率化においても割と早くに採用されたと記憶しておりますので、せめて押印レスだけでも先行してほしい、電子申請化と同時に押印レスについても介護保険の指定申請の導入当初と同様に検討いただけると大変ありがたいと思います。

また、電子申請の届出システムそのものについてもモニタリングをお願いしたいです。これについては、やはり市町村独自で構築している部分があるので、差異があるのは当然だと思っていたのですが、直近での経験に基づきますと、紙様式で作っているものをPDFないしはExcelやWordのオフィス文書をアップロードするシステムがある一方で、様式に記載している内容を電子申請・届出システムでも一部入力しないとアップロードできないというようなシステムがありました。これは結局紙で出しているものをいま一度電子申請システム上入力させられるということになりますので、エラーももちろん起き得ますし、データを更新する場合には、様式とシステム上と二重作業が必要になってきますので、そういったシステムのローカルルール化防止といいますか標準化ということも着手していかないと、なかなか負担は軽減していかないと感じております。

続きまして、簡素化や利便性向上に関わる要望件数の減少についてです。各委員の皆様からも御意見が上がっておりますが、当協会内でも、会員施設からも、要望を挙げる窓口

があることを認識していなかったとの声が多数聞かれています。様々な形で周知をとの御意見が上がっておりますが、私のほうから具体的なその周知の在り方について意見を申し上げたいと思います。コロナが5類となり介護保険施設では運営指導がまた再開する形でどんどん走っております。先ほど集団指導の話もありましたが、集団指導や運営指導を受けたら、こういったアンケートに御協力くださいと、要望窓口の周知がパッケージになると良いと感じています。それによって、集団指導や運営指導を受けた事業者はおのずとその存在を知ることになります。また、自治体側も、そうした形で周知しなくてはならないとなれば、義務化と言ってしまうはきついかもしれませんが、たとえ年度で担当者の変更があってもそういう存在があることがリレーでつながっていくと感じています。

要望件数をきちんと吸い上げていきたい、数を増やしていきたいということを考えるのであれば、ひとつそういった検査や調査時にパッケージにして周知するということを採り上げてもいいのではないかと考えておりますので、ぜひ御検討をよろしく願いいたします。

あと、これが最後ですけれども、介護情報基盤やケアプランデータ連携システムについては様々な議論がもちろんなされているかとは思いますが、事業所の立場で申し上げますと、こうしたシステムがスタートしますとき、同時に報酬改定もあってとなりますと、必ず取り残されるものが出てきます。例えば介護保険システムのベンダーさんでも、報酬改定が行われると、システム改修の範囲があまりにも多過ぎて追いつかないので、システムで使えるようになるのは何か月後ですよ、などということが起きます。そうすると現場では、システムがリリースされるまでは国からリリースされたExcel版などを使い、リリースされたらそこからシステムに移行する、と言う二重作業が生じるわけです。

先ほど報酬改定で加算等の変更があったときに新たに文書が増えていくので、それらがきちんとフィックスされるように、ないしは統合していくようにしていかななくてはならないという厚労省の方からのお話もありましたが、こういったシステムを運用するときにも、制度の改正にきちんとシステムがびたりとついていくようにしないと、我々の現場はそのシステムが走るまでの間は必ず紙かデータでの提出という二重作業が求められます。恐らくシステムが走り始めると、そこにも直近のものをアップロードしてくださいということが出てくると読んでいますが、システムは必ずタイムリーに制度改正についていかなければ、ある意味効果は半減してしまうと私は感じていますので、その点のシステムのアップデートのタイミングというものもきちんと法律の改正に追随していくような形で開発していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

私からは以上です。

○野口委員長 どうもありがとうございました。

非常にシステム全般に係る重要な御指摘をいただいたと思いますが、いかがでしょうか。

○濱本高齢者支援課長 事務局でございます。

今御指摘いただいたうち、例えば様式の中での書きぶりのバリエーションとか、電子申

請・届出システムを使っているのだけれども、書類のアップロードとか入力内容で場合によってはかえって手間がかかってしまっている事例がある。あるいは制度改正に伴うシステム改修の遅れ、こういった点は、今までシステムを普及させますとか、様式を統一しますというある意味外形的なところから重点的に取り組んできたわけですがけれども、まさに使い勝手というかユーザーインターフェースに係る部分の御指摘だと思いますので、今後できるところからやってまいるように、実態も踏まえて考えてまいりたいと思います。貴重な御指摘をありがとうございます。

あと、押印について老人福祉法で残っているという御指摘は、もしかしたら時代に取り残されている点があるかもしれませんので、実態を確認して、もしそうであるとすれば、何かのきっかけで手当てできるように取り組んでまいりたいと思います。

また、窓口の周知については、確かに我々もホームページに載せているだけではなかなかアクティブに御覧になる機会がないということで、事業者の方々あるいはそれを受け取る側の自治体の方においてもあまり存在を知る機会がないという点があるかと思っておりますので、今御指摘いただいた運営指導とか更新申請のタイミングの何かのついでに、例えば文書負担軽減についてはこういう取組がありますよとか、場合によっては要望窓口も御用意しておりますといった点というのは大変新しい角度からの御指摘かと思っておりますので、どういった点ができるか参考にして取り組んでまいりたいと思います。ありがとうございます。

○野口委員長 どうもありがとうございました。

これで一応皆様からの御意見は出尽くしたようなのですが、ほかに。

お手は挙げていらっしゃると思うのですが、江澤先生、何かございますでしょうか。

○江澤委員 特にありません。

○野口委員長 ほかにいかがでしょうか。

それでは、ありがとうございました。

本日は久しぶりということで開かれたわけですがけれども、本日の議題の議論はここまでとさせていただきたいと思っております。皆様から非常により具体的に次のステージに向けての様々な具体的な御指摘、御意見を頂戴したと理解しております。

それでは、本日の議題の議論はここまでにさせていただき、事務局様におかれては、本日いただいた議論を踏まえて必要な対応を進めていただくよう、よろしく願いいたします。

最後に、次回の専門委員会の日程について、事務局様から連絡をお願いいたします。

○村中介護業務効率化・生産性向上推進室長 次回の専門委員会の日程につきましては、追って事務局より御案内いたします。

○野口委員長 それでは、本日の専門委員会はこれで終了とさせていただきたいと思っております。皆様、御多忙の中御出席いただき、どうもありがとうございました。